文部科学省による出席停止になる学校感染症と出席停止期間

第1種

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘 | 治癒するまで そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症 急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウ イルス属SARSコロナウイルスであるもの に限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベー タコロナウイルス属MERSコロナウイルス であるものに限る。)及び特定鳥インフルエン ザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律第六条第三項第六号に規定 する特定鳥インフルエンザをいう。)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条 第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、 指定感染症及び新感染症は、第一種の感染症とみなす。

第2種

インフルエンザ(鳥インフルエンザ〈H5N	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
1〉を除く)	
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで

第3種

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、	
急性出血性結膜炎	
※その他の感染症(溶連菌感染症、ウイル	※その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症
ス性肝炎、手足口病、伝染性紅班、ヘルパン	として措置をとることができる疾患です
ギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐	
下痢症など)	

学校保健安全法施行規則第19条